

金沢市農業委員会 農業委員 募集要項

◆金沢市農業委員会では、次のとおり、農業委員会の委員（以下「農業委員」といいます。）を募集します。

1. 農業委員の募集人数、任期等

（1）募集人数

19人

（2）任期

市長が任命する日（令和8年7月20日）から3年間

（3）身分

金沢市の特別職の非常勤職員

（4）報酬

月額46,000円

2. 主な活動内容

- （1）毎月開催される農業委員会の総会における農地の権利移動、農用地利用集積等促進計画及び転用の許可等の審議・決定、並びに関連する現地調査
- （2）農地利用の最適化（担い手への農地の集積・集約化、遊休農地の発生防止・解消、新規参入の促進等）の推進及び関連する現地調査、指導、監視業務等
- （3）地域計画の見直しに伴う協議の場への出席
- （4）農業者からの相談対応及び農業者への助言・指導
- （5）農地利用の最適化の推進に関する指針の策定・変更について意見を述べること
- （6）農地利用の最適化の推進に関する施策について農業委員会の総会で意見を述べること
- （7）違反転用等の是正・指導
- （8）その他農業に関する調査及び情報提供等の実施、並びに研修会等への参加

3. 募集方法

- （1）農業者、農業者が組織する団体その他の関係者による推薦
- （2）本人による応募

4. 推薦を受ける者又は応募する者の資格

農業に関する識見を有し、農地利用の最適化の推進に関する事項その他の農業委員会の所掌に属する事項に関しその職務を適切に行うことができる方。ただし、次のいずれかに該当する方は除きます。

- (1) 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- (2) 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者

5. 推薦・応募の手続

農業委員の推薦をしようとする農業者、農業団体その他の関係者又は応募をしようとする者（本人）は、所定の申込書に必要事項を記入の上、持参又は郵送により、金沢市農業委員会事務局へ提出してください。（FAX、電子メール等による申込みはできません。）

- (1) 農業者、農業団体その他の関係者が推薦をする場合・・・様式第1号「推薦申込書」を使用
- (2) 本人が応募する場合・・・・・・・・・・・・・・・・ 様式第2号「応募申込書」を使用

6. 推薦・応募の受付期間

令和8年1月6日（火）から同年2月5日（木）まで【必着】

※申込書を持参される場合は、平日の午前9時00分から午後5時45分までに、金沢市農業委員会事務局に提出してください。

7. 募集要項及び申込書の入手方法

募集要項及び申込書は、金沢市ホームページからダウンロードできます。また、金沢市農業委員会事務局の窓口に募集要項及び申込書を備え付けています。

（募集要項及び申込書の配布は、平日の午前9時00分から午後5時45分まで）

8. 選考方法

書類審査のほか、必要に応じて面接を実施し、選考します。

（面接を行う場合は、別途お知らせします。）

9. 選考結果の通知

選考結果は、令和8年4月上旬（予定）までに、推薦をする者又は応募する者へ文書により通知します。なお、任命は、金沢市議会の同意後になります。

10. 申込者等に関する情報の公表

受付期間の中間及び受付期間の終了後、金沢市ホームページに、申込者等に関する次の内容を公表します。

- (1) 推薦を受ける者又は応募する者の氏名、職業、年齢、性別、経歴及び農業経営の状況
- (2) 推薦をする者の氏名、職業、年齢及び性別（団体の場合は、名称、目的、代表者又は管理人の氏名、構成員の数及び構成員の資格並びに性格を明らかにする事項）
- (3) 推薦を受ける者又は応募する者が認定農業者等か否かの別
- (4) 推薦又は応募の理由
- (5) 推薦をする者が推薦を受ける者を金沢市農地利用最適化推進委員に推薦しているか否かの別、又は応募する者が金沢市農地利用最適化推進委員に応募しているか否かの別

11. 注意事項

- (1) 提出された申込書は、返却しません。
- (2) 推薦又は応募に係る経費は、全て推薦をする者又は応募する者の負担となります。
- (3) 申込書に記入された内容に係る確認を行うため、必要に応じて関係機関に対して照会します。

12. 申込書の提出先、問い合わせ先

〒920-8577 金沢市柿木畠1番1号
金沢市農業委員会事務局（金沢市第二本庁舎内）
電話 076-220-2223（直通） FAX 076-222-7291